

# 一宮市観光協会推奨品規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、観光物産品の推奨を行うことで物産品の開発や販路の拡大を図り、業界の健全な振興や、一宮市の観光 PR と経済の発展に寄与するとともに、消費者に良質の観光物産品を提供することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 推奨する観光物産品については、一宮市内において生産された加工品であって概ね次の各号のいずれかの要件を具備し、食品衛生法、意匠法、計量法、その他関係法令に違反しないもので、かつ、推奨品審査委員会で承認を得たものとする。

(1) 伝統産業、地場産業とされているもの

(2) 一宮市の歴史や文化などのイメージを強く表したもの

(3) 内容、品質ともに充実し、常時、製造、市販されており価格も適正なもの

(審査の申込資格等)

第 3 条 観光物産品の推奨審査を受けることのできるものは、一宮市内に主たる事業所を置く一宮市観光協会の会員であること。また、推奨申込をするものは、一宮市観光協会推奨品申請書に現品を添えて申し込むこと。

(推奨期間等)

第 4 条 この規程により推奨を受ける期間は、原則として 2 年間とする。ただし、推奨品審査委員会で特別認められたものは、この限りではない。また、第 2 条の規定に反した場合には承認を取り消すこととする。

2 承認を得た観光物産品は、一宮市観光協会公式ウェブサイト上での公開や一宮市観光案内所での展示をすることとする。

(審査委員会)

第 5 条 観光物産品の推奨を審査するため、一宮市観光協会推奨品審査委員会を設置する。

(審査委員会の組織)

第 6 条 推奨品審査委員会は、委員長及び委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員長は、一宮市観光協会常任理事の一宮市活力創造部長をもって充てる。

3 委員は、一宮市観光協会理事のうちから委員長が選任した理事をもって充てる。

4 本会の事務局は、一宮市観光協会内に置く。

(会議)

第 7 条 推奨品審査委員会は、必要の都度、委員長がこれを招集し、その会議の議長となる。

2 会議の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 18 年 1 月 20 日より施行する。

この規程は、平成 22 年 2 月 24 日より施行する。

この規程は、平成 28 年 2 月 9 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 2 月 5 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 5 月 10 日より施行する。